

公開版

平成28年度 教育委員会 第18回定例会 議案

1 日 時 平成28年12月20日(火) 午前9時15分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第40号議案 教職員の懲戒処分

…非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第18回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	学力向上推進協議会報告書手交	1
2	監査結果に関する報告	2
	県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第2次選考試験の結果	5
配付 報告	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定	6
	<非>平成29年度再任用候補者選考の経過及び結果	非

報告事項 1

平成 28 年 12 月 20 日

学力向上推進協議会報告書手交

(義務教育課)

学力向上推進協議会からの報告書（別冊）を、本定例会において手交する。

監査結果に関する報告

(財務課)

1 平成 28 年度第 3 回の監査結果

(1) 指摘等事項の概要

平成 28 年 12 月 5 日に、今年度、第 3 回目の監査結果の報告があった。

今回は、平成 28 年 9 月 21 日から 10 月 28 日までに実施した県立学校等の監査についての報告で、教育委員会については、29 所属のうち 2 件の指摘、2 件の注意が付された。

< 指摘 2 件 >

監査箇所	指 摘 等 事 項	
吉原工業高等学校	件 名	交通違反（酒気帯び運転）の発生
	内 容	吉原工業高等学校の実習助手は、公務外において酒気帯びで乗用車を運転し、カーブミラー等を損傷する物損事故を起こした。
川根高等学校	件 名	時間外勤務に係る不適切な事務処理と虚偽報告
	内 容	平成 26 年度から 27 年度にかけて、時間外勤務実績が労働基準法第 36 条に基づく協定による時間外勤務の限度時間を超えることがないよう過少に手続し、その虚偽の実績のまま支払手続を行った。さらに過少に手續された時間外勤務の時間数と齟齬が生じないよう、虚偽の戸締日誌を作成するとともに、静岡県人事委員会の現地調査において、過少な実績として指摘されないよう不適切な陳述等を行った。

< 注意 2 件 >

監査箇所	指 摘 等 事 項	
島田商業高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 27 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
浜松特別支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 25 年度から 27 年度にかけて、3 年連続で交通加害事故が発生していた。

(2) 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成 29 年 3 月 3 日までに監査委員へ報告する。

2 平成 28 年度第 2 回の監査結果における意見（3 件）に対する措置状況

件 名	教職員の不祥事根絶への取組
対象機関	教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
意見内容 (概 要)	県教育委員会が一丸となり、市町教育委員会とも連携・協力して、原因の究明や対策の徹底を図り、個々の教職員のコンプライアンス意識の高揚に努めるとともに、不祥事を許さない組織風土を構築してください。
措置状況 (概 要)	<p>1 教育現場における現状把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に、各学校の不祥事根絶に向けた取組状況や職員の実態把握を実施した。 <p>2 有用な資料や事例の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事根絶取組データベースを活用し、取組事例の情報共有等を図る。 ・教職のすばらしさについて E ジャーナルへ定期的に掲載する。 ・信頼にこたえる事例集に「わいせつ」「交通事犯」の事例を追加した。 <p>3 学校における OJT の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任管理職を対象とした研修会において、若手教職員の育成に主体的に取り組むよう指導した。 ・定期訪問等を通じて、指導的立場の教職員に対し、若手育成の心構え、効果的な助言の与え方等を指導した。 ・運動部顧問や外部指導者を対象とした研修会において、部活動の教育的な意義や指導のあり方、指導者の安全注意義務等を学び、研修成果を所属校職員へ還元するよう指導した。 <p>4 コミュニケーションの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元教職員が学校教育活動の悩み相談に応じる「教職員サポートルーム」と臨床心理士等の専門家による教職員のための「ストレスカウンセリングルーム」を 28 年度から設置した。 <p>5 臨床心理士の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事案当事者との面談を実施し、事犯発生の背景や要因分析を行った。今後は、分析をもとにした不祥事根絶に向けた取組を実施していく予定である。

件 名	いじめ根絶への取組
対象機関	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
意見内容 (概 要)	いじめの未然防止・早期発見・対処の実効性を高めるよう、市町教育委員会とも密接に連携・協力して、各学校に設置される「いじめ防止対策組織」を有効に機能させ、社会総がかりでいじめ問題の根絶に努めてください。
措置状況 (概 要)	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題対策本部」において、関係機関等との連携やいじめ防止のための具体的方策について協議し、社会総がかりでいじめの根絶に努める。 ・「人間関係づくりプログラム（改訂版）」や小中学校の連携した取組を調査研究する「魅力ある学校づくり調査研究事業」の研究成果を各学校に普及・啓発する。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進し、相談体制の整備に努める。

件 名	子どもの体力向上の推進
対象機関	健康体育課
意見内容 (概 要)	学童期等のスポーツは、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。市町教育委員会と連携・協力して、子どもの体力向上の推進に努めてください。
措置状況 (概 要)	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度から、有識者、関係市町教育委員会担当指導主事等による「子供の体力向上推進委員会」を設置、開催し、体力調査結果の分析や体力向上の方策を検討するとともに、実践事例（学校体育実技指導協力者派遣事業、体力アップコンテストの取組等）を検証し、指導主事研修会等で取組の推進を図った。 ・県内全小中学校の体育主任に対し、静岡県の子供たちの体力の現状を踏まえて、学校における体育的活動を充実させるための研修会（運動時間を増加するための工夫、投能力向上における指導のポイントなど）を開催し、教員の意識向上を図った。 ・希望する小学校40校に実技指導協力者を派遣し、投能力を中心とした体力向上のレベルアップを図るため、教員とともに遊びを交えた効果的な指導を実施している。 ・「体力アップコンテストしづおか」に、楽しみながら「投げる」機会を増やせるように強化指定種目（みんなでドッジボール）と新種目（みんなでまと当て）を設置した。 ・新体力テストに、小学校の部で表彰制度を新たに設置し、教員及び児童の意識向上を図る。 ・今後も、体力アップコンテストを引き続き実施し、市町教育委員会と連携して、授業における体力づくりを充実させることで、体力向上を図っていく。

(件名)

県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第 2 次選考試験の結果

(特別支援教育課)

1 選考試験の実施概要

試験区分、日程	試験内容	主な評価項目
第 2 次選考試験	個人面接	寄宿舎指導員としての資質、適性
11 月 14 日（月）	集団面接	寄宿舎指導員としての資質、適性

2 志願者数及び合格者数

※（ ）内は視覚障害者

受験区分	志願者数	1次 受験者数	1次 合格者数	2次 受験者数	2次 合格者数
一般	10 人	10 人	4 人	4 人	1 人
教職経験	8 人	7 人	3 人	3 人	1 人

12 月 2 日（金）正午に合格発表を実施した。

3 合格者の状況

①男女比

男性	女性
1 人	1 人

②年代

年齢	20 代	30 代	40 代	50 代
人数	1 人	1 人	0 人	0 人

③現在の職の内訳

臨時寄宿舎指導員	非常勤寄宿舎指導員
1 人	1 人

4 今後の日程

- (1) 健康審査会（職務遂行に必要な健康状態にあるかについての審査）
- (2) 第 2 次選考試験合格者の採用承認確認 平成 28 年 12 月 26 日（月）必着
- (3) 平成 29 年 1 月 20 日（金）採用前面接
- (4) 3 月教育委員会定例会において採用予定者の議案を上程
- (5) 平成 29 年 4 月 3 日（月） 辞令伝達

(件名)

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定

(教育総務課)

1 改正の理由

雇用保険法の一部改正により、「静岡県市町立学校職員の退職手当に関する条例（以下「市町立退手条例」という。）」の準用元である「静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「退手条例」という。）」の失業者の退職手当に係る規定が改正されることに伴い、必要な改正を行う。

退手条例の改正内容は、以下のとおりである。

- (1) 退手条例第 10 条第 5 項及び第 6 項に規定する「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。⇒規則の改正は不要
- (2) 退手条例第 10 条第 11 項第 6 号に規定する「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。
- (3) 退手条例第 10 条第 15 項に、同条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（高年齢受給資格者相当者）に常用就職支度手当、移転費及び求職活動支援費を支給する規定を設ける。
また、この他に引用条項を改める等の必要な改正を行う。

【退手条例と市町立退手条例の関係】

条例名	適用対象者 (教育委員会内)	〔市町立退手条例〕 (退職手当)
退手条例	県立学校教職員	第 2 条 教職員の退職手当の支給について、静岡県職員の退職手当に関する条例(昭和 30 年静岡県条例第 2 号)を準用する。
市町立退手条例	市町立学校教職員 (県費負担教職員)	

※ 失業者の退職手当…退職手当条例の適用対象者は、雇用保険法の適用対象外であるが、これらの者が退職後に失業している場合に、雇用保険法の失業給付と同程度の給付を保障するために条例で定める制度

2 改正の内容

規定	改正内容
第 20 条 第 1 項	<p>① 「広域求職活動費→求職活動支援費」の名称改正及び支給対象の拡大に伴い、支給を受けようとする際に必要な申請書を新しく定めるほか、必要な改正を行う。</p> <p>② 雇用保険法の規定に合うよう、字句を改める。</p>
別記第 8 号 様式～ 別記第 17 号 の 3 様式	③ 失業者の退職手当に係る様式について、第 20 条第 1 項で規定する様式を定めるほか、雇用保険法施行令の改正により引用する他の法律の条項を改めるほか、必要な改正を行う。

※ 人事委員会規則(職員の退職手当に関する規則)の改正に準じた改正

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日(静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の施行日と同日)